

令和3年第1回森町議会4月第2回会議会議録 (第1日目)

令和3年4月27日(火)

開議 午前10時00分

休会 午前10時33分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
令和3年度森町一般会計補正予算(第2号)
- 5 議案第 1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 財産の取得について(各小中学校校務用端末等)
- 10 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

○出席議員(10名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
5番 伊藤 昇 君	8番 東 隆一 君
9番 河野 文彦 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
14番 松田 兼宗 君	15番 斉藤 優香 君

○欠席議員(6名)

2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	6番 加藤 進 君
7番 堀合 哲哉 君	10番 宮本 秀逸 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保 健 福 祉 課 長	坂 田 明 仁 君
保 健 福 祉 課 参 事	宮 崎 弘 光 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学 校 教 育 課 長	萩 野 友 章 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	奥 山 太 崇 君
庶 務 係	喜 田 和 子 君
総 務 係	高 橋 一 也 君
財 政 係	西 川 慎 吾 君
情 報 管 理 係	水 口 祐 太 君
情 報 管 理 係	川 上 祐 季 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
令和3年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第 1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5号 財産の取得について（各小中学校校務用端末等）
- 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和3年第1回森町議会4月第2会議は、通年議会のため12月31日まで休会中でありましたが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、4月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの持込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、東隆一君、9番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和3年度森町一般会計補正予算の第2回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出それぞれ116億7,092万5,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページの歳出ですが、款10教育費の132万円は、学校施設の消毒作業のため増額補正したものです。

また、4ページ、5ページの歳入では所要財源として繰越金を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、本来であれば保健所の仕事だというふうに認識しているのです、私。とすれば、町の予算の、町と保健所の仕事の分担の在り方というか、その辺のほうちょっと聞かせていただきたいのですが。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

学校施設だけではなくて、ほかの施設も全てそうなのですけれども、保健所の指導の下、それぞれ自費で消毒作業しなければならないということになっております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） その分担はあるのだと思うのです、当然。ただ、道の仕事ですよ。それに対して132万出すということは、町はこの分をやってくださいというふうな仕事の分担、消毒作業ですよ。学校だけ、学校以外の部分も全部そしたらやるのですかという話、やった分出てきているわけではないから、その辺でちょっと聞きたかったのです。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

全てその施設の所有者の費用負担でやるということになっておりますので、例えば民間企業さんでもそれは民間企業さんのお金で賄うということになっております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後に1点確認したいのは、そしたら保健所の全てやりなさいという指導で今回やったというふうなことでいいのですか。町の独自の判断でやったというわけではないということだけ、ちょっとそれだけ確認お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

通常学校の消毒につきましては学校職員等で実際行っておりまして、今回こういう事態がありましたので、改めて学校のほうで対応するべきところなのではございますけれども、業務委託によって発注して実施したところがございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表によりご説明申し上げます。2ページを御覧ください。第4条第4項、5項、6項及び第8条第5項の改正は、押印の見直しに伴い規定の整備と条例の項ずれによる改正をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第6、議案第2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長(柏淵 茂君) それでは、議案第2号、森町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料2の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。2ページ上段、第24条、個人の町民税の非課税の範囲に係る改正は、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しをしようとするものです。

続きまして、中段、第34条の7、寄附金税額控除に係る改正は、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金範囲の見直しをしようとするものです。

続きまして、4ページ中段、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に係る改正は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提供に係る税務署長の承認の廃止をしようとするものです。

続いて、下段、第36条の3の3、個人の町民税に公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る改正は、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止をしようとするものです。

続きまして、5ページ中段、第53条の8、特別徴収税額に係る改正は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備をしようとするものです。

続きまして、下段、第53条の9、退職所得申告書に係る改正は、退職所得申告書の電子提出に係る規定の整備をしようとするものです。

続いて、6ページ中段、第81条の4、環境性能割の税率に係る改正は、読替規定を対象に追加しようとするものです。

続きまして、下段、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る改正は、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直ししようとするものです。

続きまして、7ページ上段、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る改正は、セルフメディケーション税制の延長をしようとするもの

でございます。

続いて、中段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る改正は、法律改正に合わせて改正するものと条例の項ずれによる改正をしようとするものです。

続きまして、8ページ下段、附則第11条、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る用語の意義、附則第11条の2、令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例、9ページ中段、附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、11ページ中段、附則第13条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、下段、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例に係る改正は、全て法律改正に合わせて改正しようとするものでございます。

続きまして、12ページ中段、附則第15条の2、軽自動車税、環境性能割の非課税に係る改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長しようとするものです。

続いて、下段、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る改正は、読替規定を対象に追加しようとするものでございます。

続きまして、13ページ上段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る改正は、項ずれの反映と軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち70%軽減については自家用車以外を対象に2年間延長し、50%軽減及び25%軽減については対象を営業用乗用車に限定した上で、条例の期限を2年間延長しようとするものでございます。

続いて、15ページ中段、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る改正は、項ずれを反映しようとするものでございます。

続きまして、下段、附則第25条、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る改正は、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長しようとするものでございます。

続きまして、16ページ上段から18ページ、令和2年改正条例第20条、第23条の第3項、第48条、第50条第4項、第52条、附則第3条の2、附則第4条の改正規定は、通算法人について当初の外国税額控除に変動が生じた場合の処理について規定する等、所要の措置をしようとするものでございます。

以上、改正の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第3号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第3号 森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料3及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、個人場号カード等、いわゆるマイナンバーカードを用いて医療保険の被保険者資格の確認を行うオンライン資格確認が運用開始されることに伴い、森町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容につきましては、オンライン資格確認の運用が開始され、医療を受けようとするときに医療期間等において個人番号カードのICチップ、または被保険者証の記号、番号等によりオンラインで医療保険の被保険者資格を確認できるようになることに併せて、個人番号カード等により被保険者資格の確認を受けた場合に重度心身障がい者及びひとり親家庭の方が医療費助成を受けられるようにするために規制整備するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） 議案第4号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い本条例を改正しようとするものです。

改正内容は、居宅介護支援事業所における管理者要件について事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とするものです。

資料2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。第5条第2項に森町指定居宅介護支援事業所の管理者について主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる規定を追加するものです。

なお、附則につきましては令和3年3月31日時点で管理者が介護支援専門員となっている場合は令和9年3月31日までの間引き続き同日における管理者である介護支援専門員を管理者にすることを可能とするものです。

施行期日は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） これ今4月1日からの施行になるということなのですが、現実的に今日はもう4月27日なわけです。実際には3月31日で一旦切れているわけです。この間の部分というのはどういう扱いになっているのかということと、それと森の実際の状況として主任の部分を持っているのか、またはこれに認められているような形で主任ではない介護支援の方が実質主任に代わってやっているという実態があるのかどうかという、その2点お願いいたします。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） お答えいたします。

本日までの期間の取扱いでございますが、4月1日に遡って適用することとしております。

もう一点、現実として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員が管理者となっている

件数ですけれども、町内に9事業所ございますけれども、そのうち4事業所が介護支援専門員が管理者となっている、そういう事業所となっております。

○11番（檀上美緒子君） 改正された時点で遡るのはいいのですけれども、今現在まだ、今日これ決まればあれなのですけれども、今の期間というのは結局違反行為でやっているという形になっているということになるのかどうかということなのですけれども、私聞きたいのは。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） お答えいたします。

この件に関しましては、準備の関係上このようなタイミングになってしまいましたが、あくまでも事業所が適法な状態で運営できるように今回改正案を上げさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） いいですか。だから、私は改正が駄目だとかということではなくて、この法律が今年の3月31日で切れるというのは分かっていることであれば、現実に動いているわけで、介護事業所は。そして、今お話あったように、森では現実に主任が置かれなくて介護支援員がそれに関わっているというか、代行してやっているという事業所があるのであれば、それに間に合わせるように改正をするという取組をするべきだったのではないかなということをお願いしたいのです。それが準備的にちょっと間に合わなかったから、こういうことになったのだらうけれども、そういう時間差が出ないような形でぜひ取り組んでほしいなというふうにして思っているのですけれども。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） 今回遅れた件に関しましては、おわびいたしたいなと思います。今後につきましては、このようなことがないように事前に改正のほう提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(萩野友章君) 議案第5号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量は校務用端末等の校務用ノートパソコン130台、内訳につきましては小学校分85台、中学校分45台でございます。ポータブルDVDドライブ32台、内訳につきましては小学校分22台、中学校分10台でございます。2、取得の方法は指名競争入札でございます。3、取得の金額は1,078万7,260円でございます。内訳につきましては小学校分705万7,710円、中学校分372万9,550円でございます。4、取得の相手方は函館市末広町22番1号、株式会社エスイーシー代表取締役社長、永井英夫でございます。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意第1号

○議長(野村 洋君) 日程第10、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長(岡嶋康輔君) ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命に

ついでご説明申し上げます。

教育委員会につきましては、1名の委員の方が本年5月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、古川ゆきみ氏を任命したいと思います。

同氏の経歴等につきましては資料ナンバー6を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町社会教育委員をはじめさわら幼稚園学校運営協議会委員などの教育の諸活動に対しても意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く、同委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま教育委員の任命について議会の同意があり、就任されます古川委員よりご挨拶がございました。壇上にてご挨拶をお願いいたします。

○教育委員会委員（古川ゆきみ君） このたび森町議会議員の皆様のご同意を賜り大任を担うこととなりました古川ゆきみでございます。教育委員として森町の教育に携わることにより責任の重さを感じ、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、森町の教育の振興に誠心誠意取り組んでいきたいと思っております。これからより一層の皆様の協力、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上でご挨拶を終わります。

古川委員はご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして令和3年第1回森町議会4月第2会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会4月第2会議を終了いたします。

休会 午前10時33分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和3年4月27日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員